

新型コロナウイルス感染症対応資金利子補給金交付要綱の一部を改正する要綱  
 新型コロナウイルス感染症対応資金利子補給金交付要綱（令和2年5月1日施行）の一部を次のように改正する。

改正後（新）	改正前（旧）
<p>第1から第3まで（略）            （対象限度額）            第4 利子補給金の額は、当該制度融資に係る毎年4月1日から翌年3月31日までに支払った約定利子の全額とする。ただし、貸付金額<u>6千万円</u>を補給対象限度額とする。            第5から第11まで（略）            様式第1号から様式第5号まで（略）</p>	<p>第1から第3まで（略）            （対象限度額）            第4 利子補給金の額は、当該制度融資に係る毎年4月1日から翌年3月31日までに支払った約定利子の全額とする。ただし、貸付金額<u>4千万円</u>を補給対象限度額とする。            第5から第11まで（略）            様式第1号から様式第5号まで（略）</p>

- 1 この要綱は、令和3年2月1日から施行し、令和2年度予算に係る利子補給金に適用するものとする。
- 2 この要綱は、次年度以降の各年度において、当該利子補給金に係る予算が成立した場合に、当該利子補給金にも適用するものとする。